

戸籍関係交付申請書

紀宝町長 あて（※申請にあたっては裏面の注意事項をよくお読みください） 令和 年 月 日

(1) 窓口に来られたかた（申請者）はどなたですか。 ※本人確認書類の提示をお願いします。

住所	紀宝町 番地 (電話番号)
氏名	フリガナ [生年月日] 明・大・昭・平・令 年 月 日生

(2) 証明を必要とするかたはどなたですか。 ※(1)と同じ場合、住所・氏名は省略できます。

住所	紀宝町 番地
氏名	フリガナ [生年月日] 明・大・昭・平・令 年 月 日生
筆頭者からみた関係	<input type="checkbox"/> 筆頭者本人 <input type="checkbox"/> 配偶者（夫又は妻） <input type="checkbox"/> 直系尊属（父母又は祖父母） <input type="checkbox"/> 直系卑属（子又は孫） <input type="checkbox"/> その他（)
使いみちと提出先	<input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> 相続手続き <input type="checkbox"/> 年金請求 <input type="checkbox"/> パスポート取得 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他（) 提出先（)
の出生から死亡までの戸籍	

(3) 証明を必要とするかたの本籍はどちらですか、筆頭者はどなたですか。

※筆頭者は、戸籍のはじめに書かれているかたとなり、亡くなられていても変わりません。

本籍	紀宝町 番地
筆頭者氏名	フリガナ [生年月日] 明・大・昭・平・令 年 月 日生

(4) どの証明書等が必要ですか。

戸籍	全部事項証明・戸籍謄本	通	戸籍附票	全部	通	現在附票について、記載が必要な場合は「□」にレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者入り <input type="checkbox"/> 在外選挙人等
	個人事項証明・戸籍抄本 どなたの()	通		個人 どなたの ()	通	
除籍	除籍全部事項証明・除籍謄本	通	身分証明書（※本人申請以外は「委任状」必要） どなたの() (生年月日： 明・大・昭・平・令 年 月 日生)	通		
	除籍個人事項証明・除籍抄本 どなたの()	通				
改製原戸籍	謄本	通	不在籍証明書	通		
	抄本 どなたの()	通	その他	通		
受理証明書		通	届出の種類： <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> ()			
届書記載事項証明書		通	届出年月日： 昭・平・令 年 月 日 どなたの()			

町記入欄	受付・交付	本人確認 (※裏面参照)	1点	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 写真付き住基カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ()
			2点以上	<input type="checkbox"/> 写真なし住基カード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳・証書 <input type="checkbox"/> 学生証（写真付き）・社員証（写真付き） <input type="checkbox"/> その他 ()
			聴聞等	<input type="checkbox"/> ※① 裏面へ記入

戸籍関係交付申請の際の注意事項

- 本人と偽ったり、うその使いみちを示して証明書の交付を受けたりした場合は、過料に処せられます。(戸籍法第121条の2)
- 請求できるかたは、プライバシー保護のため一定の制限があります。

[1 請求できるかた]

1. 全部事項証明・戸籍謄本、個人事項証明・戸籍抄本、戸籍附票が請求できるかたは、本人、戸籍に記載されているかたまたはその配偶者、直系尊属(父母・祖父母)、直系卑属(子・孫)です。上記以外のかたが請求する場合は、「請求事由」及び「それを明らかにする資料」が必要となります。
 2. 除籍全部事項証明・除籍謄本、改製原戸籍謄本が請求できるかたは、本人、戸籍に記載されているかた、またはその配偶者、直系尊属(父母・祖父母)、直系卑属(子・孫)です。上記以外のかたが請求する場合は、相続関係その他必要とする理由があるかたで、かつ「それを明らかにする資料」が必要になります。
 3. 受理証明書を請求できるかたは、届出人のみです。
 4. 身分証明書を請求できるかたは、本人のみです。ただし、未成年者の親権者のかたは請求することができます。
- ⇒ 1から4に当てはまらないかた、または代理人のかたが窓口にくられる場合は、請求できるかたが書いた「委任状」が必要となります。

[2 本人確認書類]

1. 1点の提示で足りるもの

- ①運転免許証 ②パスポート(旅券) ③写真付き住民基本台帳カード ④個人番号カード
- ⑤国または地方公共団体発行の写真付き身分証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳
- ⑧船員手帳 ⑨小型船舶操縦免許証 ⑩その他

2. 2点以上の提示が必要なもの

- ①写真なし住民基本台帳カード ②国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証 ③共済組合員証 ④国民年金手帳 ⑤国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金証書
 - ⑥共済年金または恩給証書
 - ⑦写真付き学生証 ⑧法人(国または地方公共団体を除く)が発行した写真付き身分証明書
 - ⑨国または地方公共団体発行の写真付き資格証明書(1.の書類を除く) ⑩その他
- ※⑦～⑨の書類だけを2点以上提示しても、認められません。
※「個人番号通知」は、確認書類として使用できません。

[町記入欄]	「聴聞」	職員氏名()
質問1.		⇒回答
質問2.		⇒回答
質問3.		⇒回答